福岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年9月1日現在における福岡県選挙管理委員会選挙人名簿により、次のようになった。

令和7年10月7日

福岡県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項の規定に基づく広域連合条例の制定若しくは改廃の請求又は法第75条第1項の規定に基づく広域連合の事務の執行に関する監査の請求をする場合の請求権を有する者の総数の50分の1の数

84, 015

2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項の規定に基づく広域連合議会の解散の請求、法第81条第1項の規定に基づく広域連合長の解職の請求若しくは法第86条第1項の規定に基づく副広域連合長、広域連合の選挙管理委員若しくは広域連合の監査委員の解職の請求又は法第291条の6第2項の規定に基づく広域連合規約の変更要請の請求をする場合の請求権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

625, 090

3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項の規定に基づく広域連合議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区分における請求権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と

別紙のとおり